

国際的なワークシェアリングに向けた取組について

平成19年10月24日

特 許 庁

国際的なワークシェアリングの必要性

○ 世界的な特許権取得ニーズの高まり

世界の特許出願件数の推移

最近10年で急増、

特に海外への出願が倍増

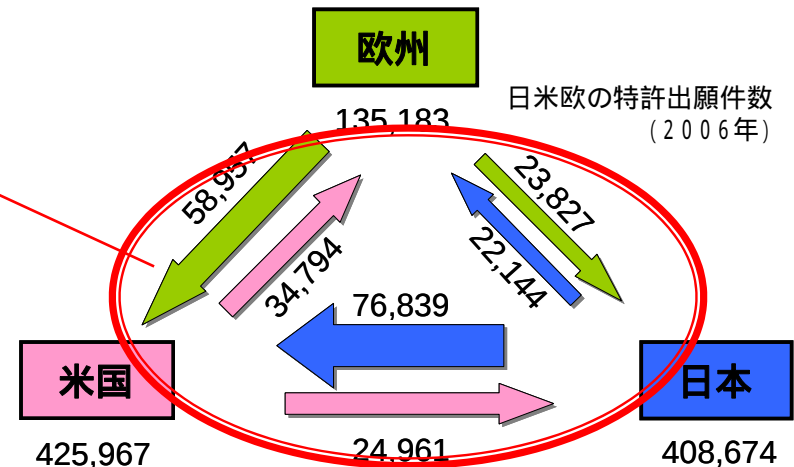
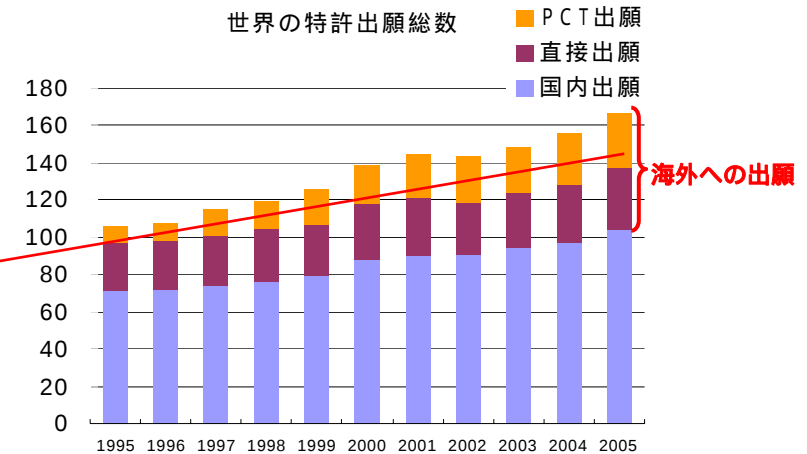
日米欧の相互に出願される特許出願件数

日米欧の受付件数97万件のうち、

24万件(四分の一)が重複出願

海外への出願:

同内容の出願を各庁それぞれが審査



国際的なワークシェアリングの推進により効率化を図る

>> サーチ・審査結果の相互利用と、そのための各庁間における情報共有システムの構築

我が国からの出願 : 海外における円滑な権利化

海外からの出願 : 特許庁における行政効率の向上

我が国におけるワークシェアリングの必要性

○グローバル化に起因するワークロードの増加

我が国への出願動向は全体としては横這い。
ただし、審査請求された出願件数に平均請求項数をかけた、**実際のワークロード**については、**増加傾向**。

ワークロードの増加分

- ・海外からの出願
- ・日本発のグローバル出願

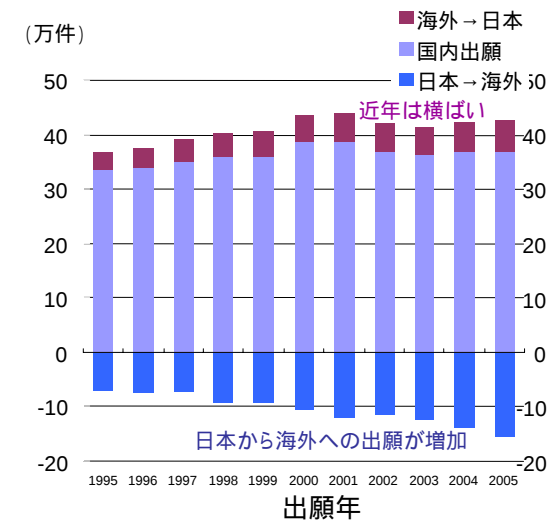
が大きく占めている。

増加分についてのワークシェアリングの推進

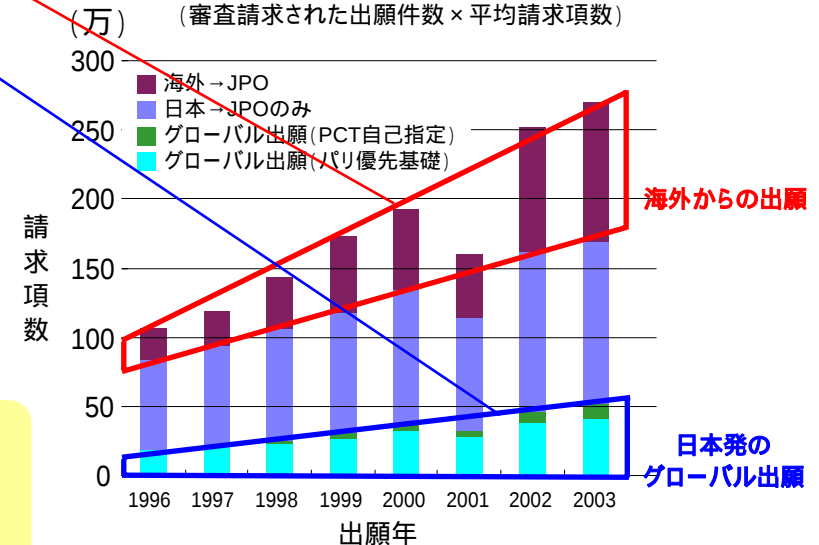
海外からの出願: 海外庁のサーチ・審査結果の利用
日本発のグローバル出願: 審査結果の早期発信

審査処理能力の配分最適化が図られることで、
我が国の出願**全体**に対する特許審査の効率化へ

日本の出願構造

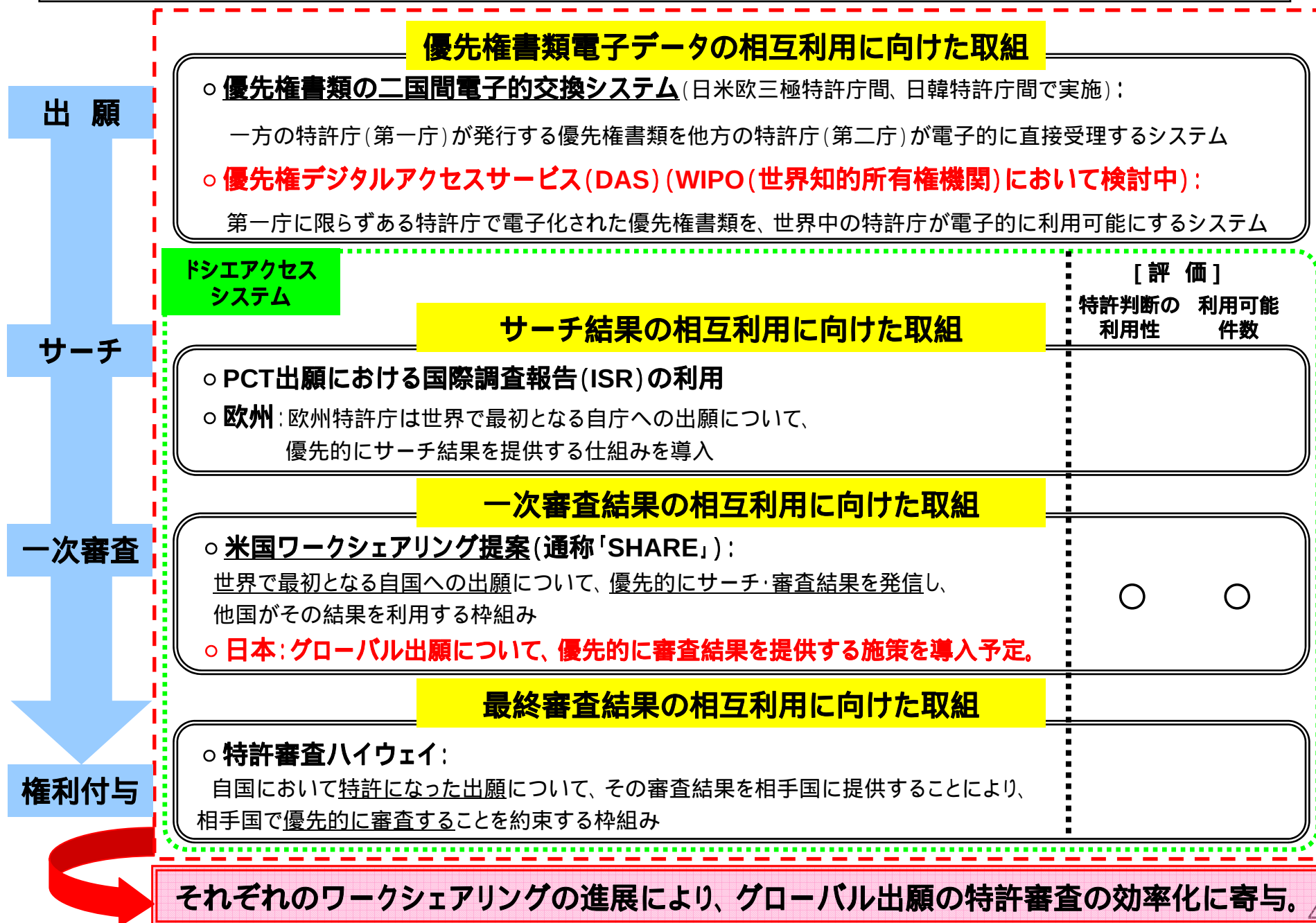


JPOのワークロードの推移 (審査請求された出願件数×平均請求項数)

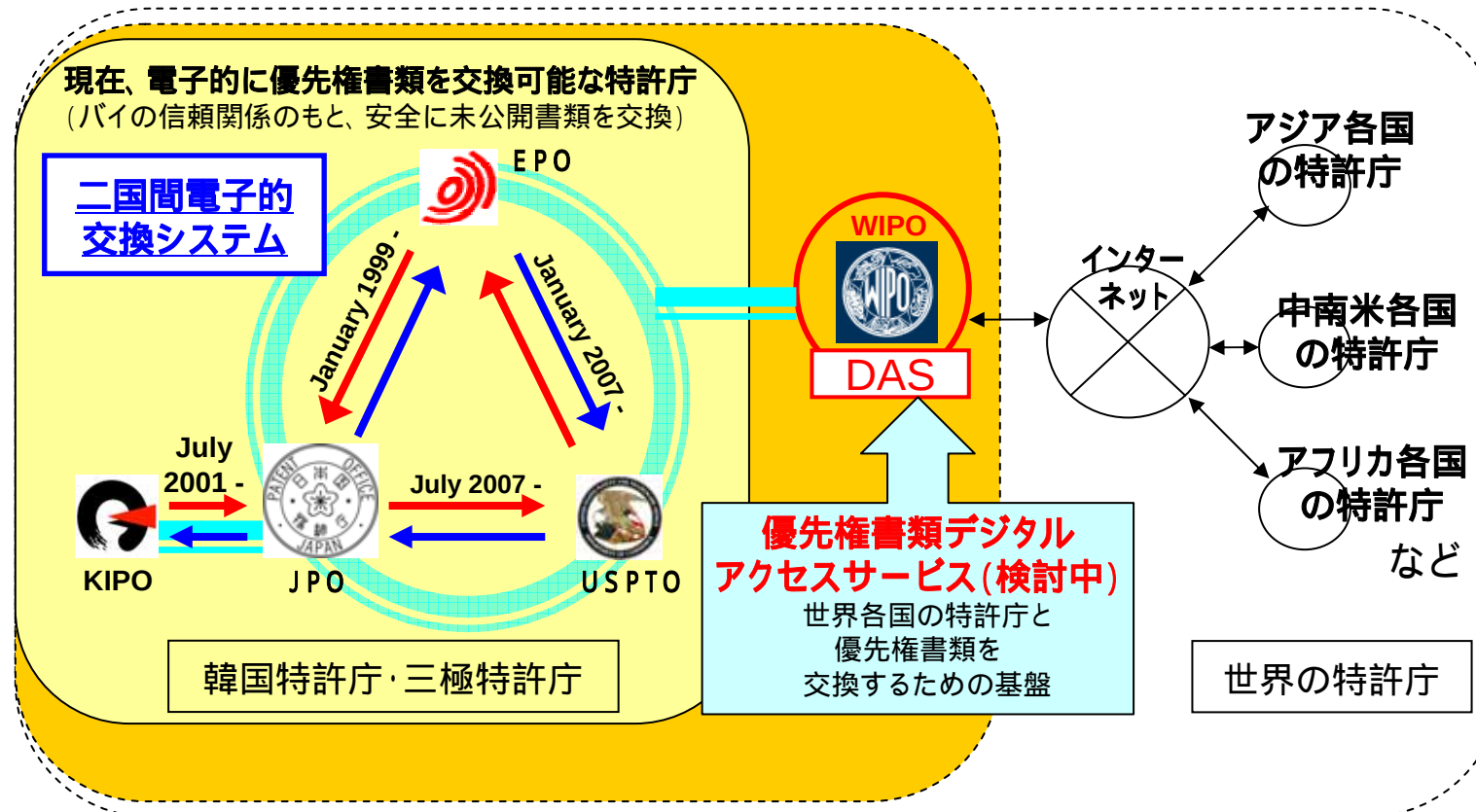


出願年2000年、2001年については、審査請求期間(7年:2001年9月30日以前の出願)が満了していない。

情報共有に基づくワークシェアリングシステムの構築



ワークシェアリングを支える情報ネットワーク基盤(出願時)



従来の特許優先権主張の手続 :

出願人が初めに特許を出願した第一庁から優先権書類を取得し、第二庁に出願人が提出

・特許庁間で直接的に優先権書類を交換

出願人の手続負担、コスト負担の軽減

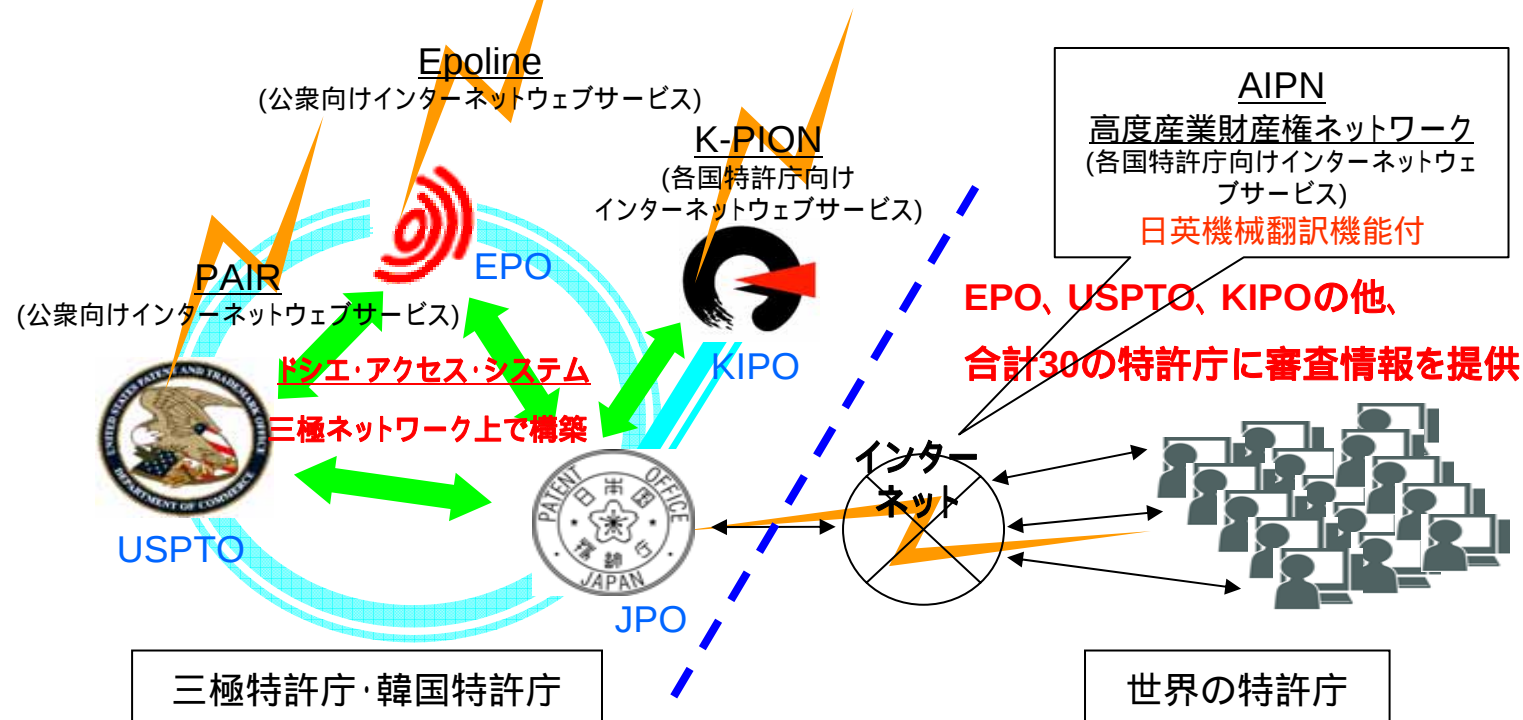
優先権書類を電子データとしてシステムに蓄積・交換でき、世界的な事務処理負担軽減

・他庁から優先権書類の要求があれば、第2国出願があったことをいち早く把握可能

優先的に審査すべき出願を即時に把握可能

ワークシェアリングを支える情報ネットワーク基盤(サーチ・審査結果の利用)

日本国特許庁のドシエ・アクセス・システム(審査情報にアクセスするための基盤)



ドシエ・アクセス・システム

サーチ結果・審査結果に関する情報をリアルタイムに三極及び日韓特許庁間で相互参照可能

↓
サーチ結果・審査結果の利用により、重複サーチを避ける等、ワークロードを軽減し、審査の迅速化に貢献

AIPN

日本の審査結果を早期に世界に発信

↓
途上国に対する国際貢献を行う

ワークシェアリングのための情報ネットワーク基盤の整備状況

	三極特許庁 日韓	その他 世界の特許庁
審査結果情報	ドシエアクセス システム	高度産業財産権 ネットワーク (AIPN)
優先権書類	二国間電子的交換 システム	未整備 DASを想定した法律の 改正が必要 現行法： 二国間の電子的交換を ベースにした法律体系

**優先権書類デジタル
アクセスサービス
(DAS)**

一次審査結果の相互利用に向けた取組

一次審査結果について、各庁間で相互利用を推進することにより、ワークロードとコストの削減、特許の質の向上、及び迅速な権利設定を図る。

日本: 日本から海外に出願される特許出願について、JPOからの早期のサーチ・審査結果の発信を目指す。

知的財産推進計画2007(第2章 . 7.(1))

現状: 審査請求を待っての審査着手・審査待ち期間の長期化 → 日本人の出願を他庁が先に審査着手



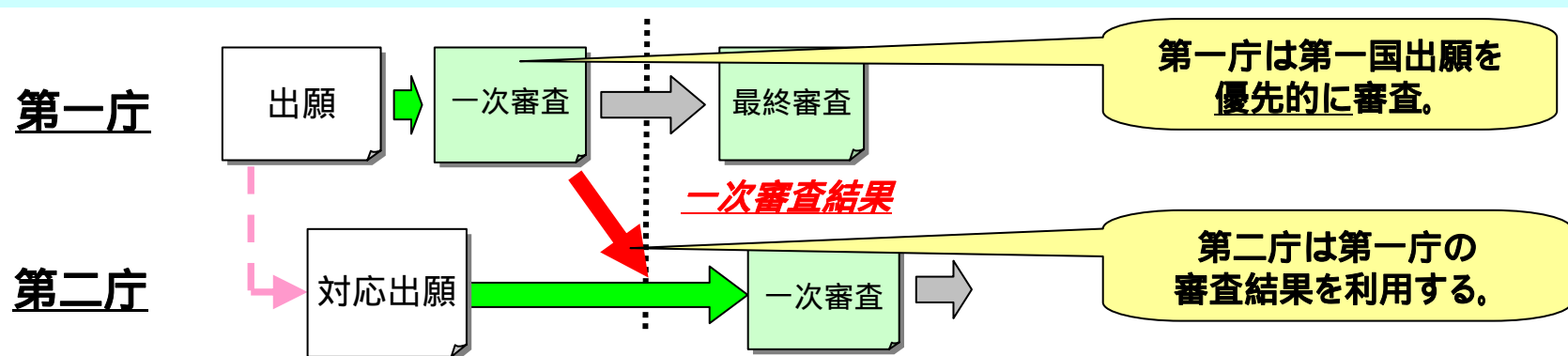
出願から一定期間内に審査請求された出願について、
早期に審査着手することにより、海外庁での審査結果利用を促進



海外での権利取得の効率化、権利の質の向上

米国: SHARE提案 (Strategic Handling of Applications for Rapid Examination) 2007年3月提案

一次審査結果の相互利用のイメージ図



最終審査結果の相互利用に向けた取組

特許審査ハイウェイ

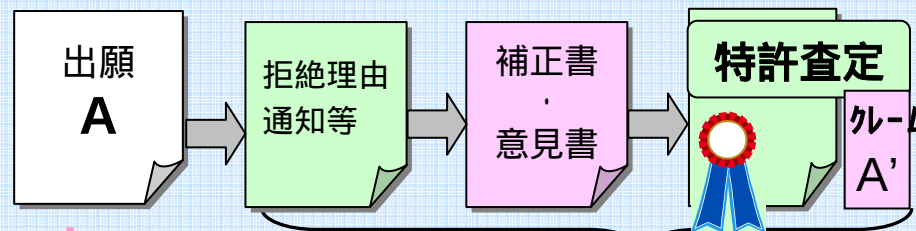
自国で特許になった出願は、ユーザーの請求により、他国において簡便な手続で**早期審査**を受けることができる。**PCT出願も対象**。

→ **海外での早期権利化 / 各国特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上**

日米:06年7月より試行中 日英: 07年7月より試行中 日韓:07年4月より実施

日独:08年3月より試行開始予定 加、豪、欧州特許庁(EPO):実施に向け検討中

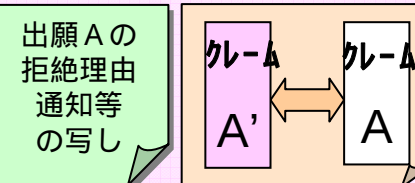
自国



特許クレームA'と
クレームAを対応させる

他国

自国での審査書類を提出
(庁間のネットワークで入手できるものは提出不要)



対応出願
A

ハイウェイ
の請求

早期審査

追加調査
及び
実体審査